

## 広島平和記念資料館更新計画（素案）への意見募集結果の概要

1 募集期間 平成17年11月25日(金)から12月16日(金)まで22日間

2 周知方法 平和記念資料館内への掲示、広報紙、ホームページ

3 応募数 83人(215件)

### 4 意見の概要

#### (1) 建物の整備

##### 建物の整備方針

素案（保存）を肯定する意見が多数であった。

##### ・保存する（10件）

本館の建築物としての価値、設計の思想等を守り、将来に残していく。  
地震等への安全対策を望む。

##### ・新築する（1件）

建物優先ではなく、来館者のニーズに合った建物を新築し平和の発信拠点としての充実を図るべきである。

##### ・現在の建物は保存し分館を新築する（1件）

##### 建物整備案の比較検討

素案で提示した工法に賛成の意見が多数であった。

##### ・劣化補修工事と免震工事（6件）

##### ・劣化補修工事、または劣化補修工事と耐震工事（1件）

##### ・劣化補修工事と耐震工事（1件）

##### その他

・エスカレーター・エレベーターの設置、車イス・ベビーカー利用者・高齢者への配慮を望む（6件）

【対応】計画中の「保存整備の基本方針」の項に、ユニバーサルデザインの思想を追記する。（計画5ページ）

#### (2) 展示などの更新整備

##### 展示全体の印象

・人々の心に訴えるとともに、核問題、戦争、平和について考えていける展示をして欲しい（4件）

## 展示の動線

- ・動線の変更に賛成（5件）
- ・動線の変更に条件付きで賛成（3件）  
「原爆投下理由」や「平和への歩み」のコーナーを主動線に入れて欲しい。
- ・動線変更に反対（1件）  
被爆の実相をいきなり見せ付けられると（外国人は）反発を感じ素直に受け入れられない。

【対応】被爆の実相展示を先に見学する動線変更におおむね賛同が得られた。これらの意見を踏まえ、18年度以降の「平和記念資料館展示整備等基本計画」の中で詳細を検討する。

## 展示の内容・手法

- ・物の被害や原爆の威力についてではなく、人の被害に焦点を当てて欲しい（6件）
- ・被爆からどのようにして復興したのかを展示して欲しい（3件）
- ・最新の核問題や平和の実現に向けた展望も示すような展示が欲しい（6件）

【対応】素案では、犠牲者の無念の思いや家族の悲しみ、被爆者の苦しみを中心とした被爆の実相を伝えることを強く打ち出している。しかし、被爆の問題を、現在や将来の問題につなげていく展示を望む意見も寄せられている。このため、戦後の復興、平和への取組み、現在の核の問題などの展示の充実を図っていくことを「展示構成の見直し」の中の「東館の展示」の項に追記する。（計画14ページ）

その他、具体的な展示内容等について意見・要望が寄せられた。

- ・在外被爆者の展示の充実（3件） 第五福竜丸事件のくわしい紹介（1件）  
説明文の字を大きくする（3件）など

【対応】現在の課題として現状の常設展示の中で検討するもの、18年度以降の「平和記念資料館展示整備等基本計画」の中で検討するものに整理し対応する。

## 観覧後の心情に配慮した場の充実

- 「心情に配慮した場」の設置に賛成（7件）で、具体的に次のような要望があった。
- ・考えたことを話し、来館者同士で気軽に意見交換できる場にする（3件）
  - ・平和へのメッセージ、感想、意見などを書く場、絵を描く場を設ける（2件）
  - ・静かに反省する場、自分の感情をまとめたり、祈りをささげる場が必要（1件）
  - ・カウンセラー的な人が静かに話を聞いてあげるようにする（1件）

一方、主旨は理解できるが、特別な場の設置について疑問であるという意見も寄せられた（5件）

- ・今の対話ノートを増やせばそれで十分だと思う（1件）
- ・平和記念資料館だけで完結させるのではなく、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館や慰霊碑も含めて平和記念公園全体の中で考えるべきである（2件）
- ・押し付けがましくならないようにしてほしい（1件）
- ・「ケア」のことばかり言うては本末転倒でもっと平和記念資料館の目的を来館者に理解してもらいたい（1件）

【対応】事業内容の詳細は、18年度以降の「平和記念資料館展示整備等基本計画」の中で市民意見の主旨を踏まえ継続して検討する。

### (3) 被爆体験証言活動などの充実

#### 被爆体験証言活動

素案と同様の意見が寄せられた。

- ・被爆者証言ビデオの収集に努める（2件）被爆者証言ビデオの利用の促進に努める（3件）被爆体験証言のデータベース化を進める（1件）等
- ・被爆体験証言活動は、主に修学旅行生に行われているが、大人に対し行うことが緊急で、企業・地域・社会に「出前証言」を広げていくべきである（1件）

【対応】企業・地域などへの証言者の派遣について、計画中の「被爆体験証言活動などの充実」の中の「支援と新たな取組み」の項に追記する。（計画35ページ）

#### 来館者サービス

素案と同様の意見が寄せられた。

- ・ミュージアムショップを出入口付近に配置する（2件）案内表示を分かりやすくする（2件）休憩場所・ベンチを増やす（2件）等

#### その他

- ・ボランティアの育成、研修の充実等（6件）

【対応】計画中の「被爆体験証言活動などの充実」の中の「支援と新たな取組み」の項に追記する。（計画34ページ）

- ・平和系博物館等の関連施設と広島の実験や平和へのメッセージを共有し協力していくべきである（2件）

【対応】計画中の「調査研究機能の充実と平和に関する博物館などとの連携・交流」の項に、追加する。（計画23,24ページ）

## 広島平和記念資料館条例（現行）

平成 6 年 3 月 31 日

条例第 13 号

広島平和記念資料館条例(昭和 30 年広島市条例第 23 号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第 1 条 原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、広島平和記念資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 資料館は、広島市中区中島町 1 番 2 号に置く。

(事業)

第 3 条 資料館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 原子爆弾による被災及び平和に関する資料の収集、保管、展示及び供用
- (2) 原子爆弾による被災に関する調査研究
- (3) 平和学習、被爆体験の継承等平和を考える場の提供
- (4) その他市長において必要と認める事業

(平 7 条例 3・一部改正)

(入館の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 資料若しくは建物若しくはその附属設備をき損し、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) 管理運営上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理運営上支障があると認められる者

(観覧料)

第 5 条 資料館に展示している資料を観覧しようとする者は、入館の際、別表第 1 に掲げる額の観覧料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で 15 歳に達する日の翌日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの(以下「小人」という。)が 20 人以上の団体に観覧する場合は、同項の観覧料は、無料とする。

(平 11 条例 7・一部改正)

(使用許可)

第 6 条 資料館のホール及びその附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、資料館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 資料館のホール又はその附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) 故意に使用目的を偽っていると認められるとき。

(5) その他管理運営上支障があるとき。

- 2 資料館のホール及びその附属設備は、引き続き3日を超えては使用することはできない。ただし、市長において特別の必要があると認めるとき、又は資料館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(特別設備の設置の許可)

- 第8条 資料館のホールを使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可をする場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

(使用料)

- 第9条 使用者は、第6条第1項の許可の際、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料又は使用料の減免)

- 第10条 市長は、特別の事情があると認めるときは、観覧料又は使用料を減免することができる。

(観覧料及び使用料の不返還)

- 第11条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

- 第12条 使用者は、資料館のホール及びその附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限若しくは停止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例の規定又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用条件に違反したとき。

(3) 第7条第1項各号に掲げる事態が発生したとき。

(原状回復義務)

- 第14条 使用者は、資料館のホール及びその附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務)

- 第15条 資料館の資料又は建物若しくはその附属設備等をき損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の損害賠償責任)

- 第16条 本市は、第13条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(資料の出品、寄託及び寄贈)

- 第17条 資料館は、原子爆弾による被災又は平和に関する資料の出品、寄託又は寄贈を受けることができる。

- 2 天災その他避けることができない事情により、出品又は寄託を受けた資料がき損又は滅失することがあっても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

- 第18条 資料館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条から第8条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第18条第1項の指定管理者」とする。

(平17条例101・全改)

(指定管理者の指定の手續)

- 第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書

に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

- (1) 利用者の平等な資料館の利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、資料館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った資料館の管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平 17 条例 101・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 20 条 指定管理者は、資料館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(平 17 条例 101・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 21 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料館の事業の実施に関すること。
- (2) 資料館への入館の制限に関すること。
- (3) 資料館の使用の許可に関すること。
- (4) 資料館の特別設備の設置の許可に関すること。
- (5) 資料館の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が定める業務

(平 17 条例 101・追加)

(委任規定)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 10 条例 24・旧第 18 条線下、平 17 条例 101・旧第 19 条線下)

附 則

1 この条例は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

2 広島平和記念館条例(昭和 30 年広島市条例第 21 号)は、廃止する。

附 則(平成 7 年 3 月 20 日条例第 3 号 抄)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 10 号 抄)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可のあった区民文化センター、広島国際会議場、広島平和記念資料館、広島ユース・ホステル、広島市西新天地公共広場、広島市森林公園、広島市と畜場、広島市国際青年会館、広島市少年自然の家、広島市婦人教育会館、広島市現代美術館、広島市文化創造センター、広島市総合屋内プール、広島市スポーツセンター、広島市運動場及び広島市民球場の使用に係る使用料

附 則(平成 10 年 3 月 31 日条例第 24 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 24 日条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 8 日条例第 101 号)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 18 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第5条関係)

区分		単位	観覧料の額
個人で観覧する場合	小人	1回につき	円 30
	大人		50
大人が30人以上の団体で観覧する場合		1人1回につき	40

備考 この表において「大人」とは、小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。

別表第2(第9条関係)

(平9条例10・一部改正)

(1) 資料館のホールの使用料

区分		使用料の額						超過使用料の額 (30分までごとに)	
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	1日	午前9時から午後5時までの時間	その他の時間
入場料等を徴収しない場合	平日	円 16,410	円 18,240	円 30,370	円 27,720	円 38,830	円 51,990	円 3,560	円 7,130
	土曜日、日曜日又は休日	19,670	21,810	36,390	33,230	46,580	62,380	4,280	8,560
入場料等の最高額が1,000円未満のとき	平日	24,560	27,320	45,560	41,590	58,200	77,980	5,300	10,700
	土曜日、日曜日又は休日	29,460	32,720	54,530	49,840	69,830	93,580	6,420	12,840
	平日	32,820	36,490	60,750	55,450	77,670	103,980	7,130	14,270
	土曜日、日曜日又は休日	39,340	43,630	72,780	66,460	93,170	124,770	8,560	17,120

備考

- この表において「入場料等」とは、使用者が入場者から徴収する入場料、観覧料その他これらに類する金銭をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- この表において、「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後4時までをいい、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいい、「午前午後」とは午前9時から午後4時までをいい、「午後夜間」とは午後1時から午後9時までをいい、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。

(2) 附属設備の使用料 市長の定める額

## 広島平和記念館条例（平成6年廃止時点）

平成30年6月14日

条例第21号

### （目的及び設置）

第1条 平和に関する諸問題の調査研究及び資料の展示等平和を考える場を市民に提供し、もって平和の推進を図るため、本市に、広島平和記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（昭52条例20・全改）

### （位置）

第2条 記念館は、広島市中区中島町に置く。

（昭40条例8・昭54条例55・一部改正）

第3条及び第4条 削除（昭30条例27）

### （使用許可）

第5条 記念館の講堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

公安又は風俗を害する虞があるとき。

建物又は附属物を破損する虞があるとき。

管理上支障があるとき。

その他市長において不相当と認めるとき。

（昭48条例53・昭49条例15・昭52条例20・一部改正）

### （使用許可の特例）

第5条の2 市長は、第1条の目的以外においても、その用途が適当であると認めるときは、前条の規定により記念館の講堂の使用を許可することができる。

（昭52条例20・追加）

### （附属設備の使用）

第6条 前2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、記念館の講堂の附属設備を使用することができる。

（昭49条例15・昭52条例20・一部改正）

### （使用期間）

第7条 記念館の講堂は、引き続き、7日（第5条の2の規定による許可の場合にあつては、3日とする。）を越えて使用することはできない。ただし、市長において特別の必要があると認めるとき、又は記念館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（昭36条例21・昭41条例40・昭48条例53・昭49条例15・昭52条例20・一部改正）

### （使用許可の取消等）

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、第5条本文及び第5条の2の規定による使用許可を取り消し、又は使用者に対し、記念館の講堂の使用の制限若しくは停止若しくは退去を命ずることができる。

使用者がこの条例又はこの条例に基く規則に違反したとき。

使用者が使用条件に違反したとき。

第5条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

（昭52条例20・一部改正）

### （入場の制限）

第9条 次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

伝染性の病気にかかっていると認める者

他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

秩序又は風俗をみだす虞があると認める者

その他管理上支障があると認める者

(昭 57 条例 47・一部改正)

(使用料)

第 10 条 記念館の講堂の使用者から、別表に掲げる額の使用料を徴収する。

2 使用時間を超過して使用した場合の使用料の額は、30 分を増すごとに、前項に規定する使用料の額に、1,230 円を加えた額とする。この場合において、超過使用時間に 30 分に満たない端数が生じたときは、30 分として計算する。

(昭 40 条例 8・昭 41 条例 40・昭 49 条例 15・昭 52 条例 20・昭 55 条例 22・平元条例 9・一部改正)

第 11 条 記念館の講堂の附属設備の使用者から、市長の定める額の使用料を徴収する。

(昭 49 条例 15・昭 52 条例 20・一部改正)

(使用料の徴収時期)

第 12 条 使用料は、第 5 条本文及び第 5 条の 2 の規定により使用を許可する際に、徴収する。

(昭 52 条例 20・一部改正)

(使用料の不返還)

第 13 条 既納の使用料は、返還しない。但し、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第 14 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(保証金)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に 5 万円以内の保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金は、有価証券をもつて代用することができる。

3 前項の有価証券の種類及び価格は、市長が定める。

4 使用者がこの条例の規定により納付又は賠償しなければならない金銭を完納しないときは、保証金をもつてこれに充当する。

5 保証金には、利子を附さない。

(特別設備の設置)

第 16 条 使用者は、市長の許可を受けて、記念館の講堂に特別の設備をすることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備をすることを命ずることができる。

(昭 52 条例 20・一部改正)

(目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止)

第 17 条 使用者は、記念館の講堂を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(昭 52 条例 20・一部改正)

(使用後の措置)

第 18 条 使用者は、記念館の講堂及びその附属設備(以下「記念館の講堂等」という。)の使用を終わったときは、直ちに、これを原状に復して返還しなければならない。第 8 条の規定により使用許可を取り消されたときも、また、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代つてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(昭 52 条例 20・一部改正)

(損害賠償義務)

第 19 条 使用者は、記念館の講堂等をき損又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、市長の認定に基づき、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 記念館の施設等の利用者は、記念館の施設等並びに展示室、図書室及び研究室の資料等をき損又は滅失したときは、市長の認定に基づき、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(昭 48 条例 53・昭 49 条例 15・昭 52 条例 20・一部改正)

(市の損害賠償責任)

第 20 条 本市は、記念館の講堂等の使用により、又は第 8 条の規定による処分により使用者が被つた損害について、その賠償の責を負わない。

(昭 52 条例 20・一部改正)

(委任規定)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭 39 条例 2・旧第 22 条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 30 年 5 月 30 日から適用する。

附 則 (昭 30 年 8 月 18 日条例第 27 号 抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 31 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 36 年 4 月 1 日条例第 21 号  
昭 37 年 4 月 1 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 39 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 40 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 41 年 7 月 8 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から起算して 3 か月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭 41 年規則第 51 号で同年 8 月 1 日から施行)

附 則 (昭 42 年 7 月 11 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から起算して 3 か月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (昭 47 年 10 月 6 日条例第 95 号)

この条例は、昭和 47 年 11 月 10 日から施行する。

附 則 (昭 48 年 3 月 31 日条例第 53 号)

この条例中、第 5 条、第 7 条及び第 19 条の改正規定は昭和 48 年 4 月 1 日から起算して 1 か月をこえない範囲内において規則で定める日から、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

(昭 48 年規則第 60 号で、第 5 条、第 7 条及び第 19 条の改正規定は、同年 4 月 12 日から施行)

附 則 (昭 49 年 3 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 51 年 3 月 31 日条例第 15 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 52 年 3 月 31 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 52 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 54 年 12 月 21 日条例第 55 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 55 年 3 月 11 日条例第 22 号 抄)

1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 57 年 6 月 29 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 30 日条例第 9 号 抄)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）（昭 52 条例 20・全改、昭 55 条例 22・平元条例 9・一部改正）

施設名	使 用 料 の 額					
	午 前	午 後	夜 間	午 前 午 後	午 夜 後 間	1 日
講 堂	円 9,780	円 14,420	円 15,960	円 19,570	円 24,200	円 29,870

備考 午前とは午前 9 時から正午まで、午後とは午後零時 30 分から午後 4 時 30 分まで、夜間とは午後 5 時から午後 9 時まで、午前午後とは午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、午後夜間とは午後零時 30 分から午後 9 時まで、1 日とは午前 9 時から午後 9 時までをいう。

広島平和記念資料館更新計画

広島市企画総務局国際平和推進部平和推進担当  
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号  
電話 082 242 7831  
FAX 082 242 7452

受託者 財団法人広島平和文化センター

平成19年(2007年)1月